

三木市公告第 33 号

公募型プロポーザル方式により事業者選考を実施するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 10 月 15 日

三木市長 仲 田 一 彦



1 業務概要

- (1) 業 務 名 三木市吉川地域義務教育学校設置に係る基本設計・実施設計業務
- (2) 履行場所 三木市教育委員会（三木市上の丸町 10 番 30 号）
- (3) 業務内容 仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結から令和 10 年 8 月 31 日まで
- (5) 事業規模（提案限度価格）
金 294,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 実施形式及び契約の締結

本プロポーザルは公募型で実施する。また、契約の締結は、審査により契約候補者に選定されたものと詳細の協議を行い、協議成立後に三木市契約規則に基づき契約を締結する。

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 平成 23 年 4 月 1 日以降に完了した業務において、地方自治体との直接契約（元請け）により、学校教育法第 1 条に定める小学校、中学校、義務教育学校における延べ面積 5,000 m²以上の新築（全面改築を含む。）に係る基本設計又は実施設計業務を行った実績を有すること。
- (2) この事業の公告日現在において、三木市の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。又は三木市の入札参加資格者名簿への登録に足る十分な資力、信用を有すると認められる者であること。
- (3) 公告日時点において指名停止処分を受けておらず、かつ、契約締結の日までの間に指名停止処分を受ける見込みがないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 公告日時点において会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされておらず、かつ、契約締結の日までの間に更生手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てがなされる見込みもないこと。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は破産法（平成 1

- 6 年法律第 7 5 号) に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 三木市暴力団排除条例 (平成 2 4 年三木市条例第 1 号) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者が経営に関与していないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 管理技術者は、建築士法 (昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号) 第 2 条第 2 項に規定する一級建築士であり、参加表明書の提出日以前 6 か月以上、提出者に直接的かつ恒常的に雇用されている者であること。

4 スケジュール

内容	期日
プロポーザル公告 (実施要領等の公表)	令和 8 年 1 0 月 1 5 日 (木)
質問書の受付期限	令和 8 年 1 0 月 2 7 日 (火)
質問書に対する回答予定日	令和 8 年 1 1 月 5 日 (木)
参加表明書、業務実績調書、業務実施体制表等の提出期限	令和 8 年 1 1 月 1 3 日 (金)
参加資格審査・一次審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書の通知予定日	令和 8 年 1 1 月 2 5 日 (水)
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 1 2 月 8 日 (火)
二次審査 (プレゼンテーション) 実施予定日	令和 8 年 1 2 月中旬から下旬
二次審査結果通知予定日	令和 9 年 1 月上旬
業務委託契約締結予定日	令和 9 年 1 月中旬

5 実施要領等の配布

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒 6 7 3 - 0 4 9 2

兵庫県三木市上の丸町 1 0 番 3 0 号

三木市教育委員会教育振興部小中一貫教育推進室

電話 : 0 7 9 4 - 8 2 - 2 0 0 0 (内線 3 5 3 3)

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間

令和 8 年 1 0 月 1 5 日から令和 8 年 1 1 月 1 3 日まで

(平日午前 9 時から午後 4 時半まで)

イ 配布場所及び受付場所

上 記 (1) の 担 当 部 署 で 配 布 す る ほ か 、 三 木 市 ホ ー ム ペ ー ジ
(<http://www.city.miki.lg.jp/>) からダウンロードできる。